

# 社会福祉法人昭島ひまわりの家

## 役員等報酬規程

第1条 この規定は、社会福祉法人昭島ひまわりの家の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規定において役員とは、理事及び監事をいい、評議員、その他各会議における委員と併せて役員等という。

第3条 役員等に対し、職務執行の対価として別表のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員兼務委員及び事務局員に対しては支給しない。

第4条 報酬等の支給方法について現金支給とする。

第5条 報酬の対象は以下の各会議の通りとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監事監査
- (4) 評議員選定委員会
- (5) 人権擁護委員会
- (6) 上記(1)～(5)に準ずる重要な会議

第6条 この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところとする。

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は平成29年3月31日より施行する。

附則 この規定は2020年7月1日より施行する

附則 この規程は2021年5月28日より施行する。

別表

役員等の支給額

役職	日額
理事	10,000 円
監事	10,000 円
評議員	10,000 円
各委員	10,000 円